

委員会提出議案第5号

選挙人名簿抄本の閲覧制度における選挙人の情報の厳格な管理の徹底を求める
決議

公職選挙法に基づく選挙人名簿抄本の閲覧制度においては、閲覧により知り得た情報の他目的利用や第三者への提供が禁止されている。選挙人名簿抄本には、選挙人の氏名や住所、生年月日等が記載されており、単身高齢世帯や若い女性の一人暮らしなど、世帯の状況を推察することも可能である。まさしく選挙人の情報は、個人情報そのものであり、選挙人名簿抄本の閲覧制度を利用する者においても、厳格な情報管理が求められるものである。

よって、さいたま市議会は、選挙人名簿抄本の閲覧制度の下、選挙人の情報が不当な目的で利用されることのないよう、本市選挙管理委員会において、閲覧申出者に対して厳格な情報管理を徹底していくことを強く求める。

以上、決議する。

平成28年6月17日提出

さいたま市議会総合政策委員会
委員長 高子 景